

## 社会福祉法人柳津町社会福祉協議会役員報酬規程

### (目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人柳津町社会福祉協議会(以下「法人」という。)の職員を指揮管理監督運営するため、役員に一定額の役員報酬を支給することを目的とする。

### (支給範囲)

第2条 法人の役員に対する報酬の支給範囲は、会長1名とする。ただし、会長が常勤である場合には、これを支給しない。

### (報酬額)

第3条 前条の報酬の額は月額15,000円とする。

### (支払い方法)

第4条 役員報酬は、年4回払いとする。

### (改 正)

第5条 この規程の改正については、理事会及び評議員会の議決を要する。

### 附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年4月1日から施行する。